

岡崎市生活支援型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>（一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 生活支援型訪問サービス事業者は、生活支援型訪問サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 生活支援型訪問サービス事業者は、適切な生活支援型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p><u>第10条の2 生活支援型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該</u></p>	<p>（一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p>

業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(1) 生活支援型訪問サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。

(2) 生活支援型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画
の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

(運営規程)

第11条 略

(1)~(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第27条 略

2 略

3 生活支援型訪問サービス事業者は、事業所において感染症
が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じな
なければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対
策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以
下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる
ものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、そ
の結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(運営規程)

第11条 略

(1)~(6) 略

(7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第27条 略

2 略

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第29条 略

2 生活支援型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(地域との連携)

第34条 略

2 生活支援型訪問サービス事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第35条の2 生活支援型訪問サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会

(掲示)

第29条 略

(地域との連携)

第34条 略

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第37条の2 生活支援型訪問サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

